

土地の形質を変更する施行方法に関する基準【施行規則第12条の40】

- 1 土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないよう次のような必要な措置を講ずること。
 - 廃棄物を飛散、流出させないこと。
 - 可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、ガス処理等を行うこと。
 - 埋立地の内部に保有水が発生し、外部に流出するおそれがある場合には、水処理等を行うこと。
- 2 土地の形質の変更に当たり、覆いの機能を損なう場合には速やかに当該機能を修復するための必要な措置を講ずること。
- 3 土地の形質の変更に当たり、廃棄物の埋立地の設備の機能を損なう場合には速やかに当該機能を修復するための必要な措置を講ずること。
- 4 工事に伴う生活環境保全上の支障の有無を確認するために、必要な範囲内で水質検査等のモニタリングを行い、生活環境保全上の支障が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。
- 5 石綿含有一般又は産業廃棄物、廃石綿等が地下にあることが指定区域台帳から明らかでない場合、これらの飛散による生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講ずること。